

## 返済期日が未定 資金の返済請求をするには…

私は親友のAに

お金を貸しました。

Q 問

Aとは子供の頃  
からの付き合いです  
ので返済期日は決めず、長期  
間になつてもよいと考えていま  
した。ところが私の事業がうま  
くいかないように、生活に  
窮するようになりました。すげ  
にでもAから金を返してほしい  
のですが、可能でしょうか。

A 回答

お金を受け付けるのは金銭の消  
費貸借といいま  
すが、これは、「当事者的一方が種類、品質及び数  
量の同じ物をもつて返還する  
ことを約して相手方から金銭  
その他の物を受け取ること」で  
成立します。一般的に云うと、  
貸付金額、返済方法や返済時  
期、利息等を書面で明らかにし  
て貸付けます。しかし、ご質問  
のように、返済時期を定めない  
場合でも金銭の授受があれば、  
契約は成立し、借主は返済の義  
務を負います。ただし、金銭を  
貸した後貸主・借主の仲が悪  
化したような場合、資金の立証  
が必要になつてくる場合があ  
ります。

返済時期を定めていない場  
合は、貸主は相当の期間を定め  
て返済を請求することが出来  
ることになつております。ここ  
で、相当の期間とは、どれくら  
いの期間を云うのでしょうか。  
この期間は、返済の準備期間で  
すので、返済金額にもよりま  
すが、取引一般から、五日から  
一〇日くらいが妥当な期間と  
されています。

ところで、資金の返還請求を  
するとしても、消滅時効の問題  
があります。消滅時効は法律上  
資金の返還請求権が消滅しま  
す。そして、時効は権利を行使  
することが出来る時から進行  
しますから金銭を貸し付けた  
時から進行し、その資金の時効  
期間は一〇年です。

貴方の場合貸し付けた時か  
ら時効が進行します。そしてそ  
の期間は一〇年間ですから注  
意してください。但し、Aさん  
が時効で貴方の権利が消滅し  
ているにもかかわらず、貸した  
金を返してくれれば問題はあ  
りません。